

色覚検査の保護者向け周知文書 修正内容について

小郡市三井郡学校保健会養護教諭部会から、色覚検査の保護者向け周知文書について、修正の意見をいただきました。

教育委員会では本制度の趣旨、これまでの経過等を踏まえた上で、平成31年度(2019年度)から使用する保護者向け周知文書を下記のとおり修正したいと考えております。

○養護教諭部会修正案について

- (1) 「色覚特性」を「色覚多様性」に修正
- (2) 「また、先天的に多くの人と色の見え方が異なるお子さんがみられます。色がまったく分からないというわけではなく、」を削除
- (3) 「色によって見分けにくいことがある程度で、」を「色によって見分けにくいことがあるかもしれませんが、」に修正

○養護教諭部会修正案を踏まえた教育委員会修正案について

(1) について

→ 日本遺伝学会では、平成29年に「色覚異常」や「色弱」といった用語を「色覚多様性」に変更しています。また、平成29年11月に「日本色覚差別撤廃の会」が文部科学大臣に宛てた要請文書の中でも「色覚多様性」という文言の使用されているため、養護教諭部会修正案どおり文言の修正を行いたいと考えております。

＞通常文部科学省に1学会が申し入ただけで変更するのはあり得ないことと考えます。文部科学省が正式に色覚多様性への変更を決めてから変更するのが妥当と考えます。いまだ文部科学省の学校あての公式の文章には色覚多様性は使用されず、色覚特性が使用されています。色覚多様性への早急な変更は混乱を招きます。

(2) について

→ 「児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を被ることがないよう」取り図るという趣旨に照らすと、本文言は必要であると考えます。削除は行わずに引き続き残したいと考えております。

(3) について

→ 養護教諭部会修正案どおり文言の修正を行いたいと考えております。

＞(2) もですが、養護教諭の先生方には生徒が不安にならないためなのか色覚特性の問題を軽く伝えたいとお気持ちがあるように感じます。実際の感覚としては「色によって見分けにくいことがあるかもしれませんが、」ではなく色覚特性の人は「色によって見分けにくいことがある程度で、」が正しいと考えています。

不安のないように軽く感じるように伝えるのはいいことではありますが、平成28年4月1日からの児童生徒等の健康診断に係る改正の通達(H26.4.30 26 文科ス第96号 文科省通知)には、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職にあたって初めて色覚による就業規制に直面するという実態報告が記載され、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項について周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。と記載されています。

よって、正しく色覚特性を認識できない変更には同意できません。

また、久留米市の色覚検査の説明文には

治療方法はありませんが、授業を受けるに当たり、また職業・進路選択に当

たり、自分自身の色の見え方を知っておくためにもこの検査は大切です。

と職業、進路選択に関して問題となる可能性を示唆した文章となっています。

なおかつ、久留米市の文章にあるように職業・進路選択についても関連することが認識できるような文章への変更をお願いいたします。

くれぐれも児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないようよろしくお願いいたします。